

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)5月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

43 令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間、職員(第1号の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が第1号の表の職務の級欄に掲げる職務の級に該当する者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項、次項及び附則第45項において「特定減額職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定減額職員の給料月額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「特定減額割合」という。)を乗じて得た額(当該特定減額職員の給料月額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額が、当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第45項において「最低号給を下回る場合」という。)にあっては、当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第45項において「特定減額基礎額」という。))

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	7級及び6級	100分の5
	5級	100分の4

消防職給料表	6 級	1 0 0 分の 5
	5 級	1 0 0 分の 4
医療職給料表（一）	4 級及び 3 級（課長の職務にある職員を除く。）	1 0 0 分の 5
	3 級（課長の職務にある者に限る。）及び 2 級（副課長の職務にある者に限る。）	1 0 0 分の 4
医療職給料表（二）	6 級及び 5 級	1 0 0 分の 5
	4 級	1 0 0 分の 4

- (2) 地域手当 当該特定減額職員の給料月額に対する地域手当の月額に、当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額（最低号給を下回る場合にあっては、特定減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 19 条第 6 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第 3 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額（最低号給を下回る場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 6 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第 3 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 20 条第 4 項において準用する第 19 条第 6 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得

た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第20条第3項前段に規定する割合を乗じて得た額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額(最低号給を下回る場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項において準用する第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第3項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第22条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定減額職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第22条第1項 前各号に定める額

イ 第22条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第22条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定減額職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第22条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

44 前項に規定するもののほか、特定減額職員以外の者が月の初日以外の日に特定減額職員となった場合における同項に規定する減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

45 附則第43項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から市長が定める数を控除したもので除して得た額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額(最低号給を下回る場合にあっては、特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から市長が定める数を控除したもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p>43 <u>令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間、職員(第1号の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が第1号の表の職務の級欄に掲げる職務の級に該当する者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項、次項及び附則第45項において「特定減額職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p>(1) <u>給料月額 当該特定減額職員の給料月額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「特定減額割合」という。)を乗じて得た額(当該特定減額職員の給料月額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額が、当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第45項において「最低号給を下回る場合」という。)にあつては、当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第45項において「特定減額基礎額」という。))</u></p> <p>【別記】</p> <p>(2) <u>地域手当 当該特定減額職員の給料月額に対する地域手当の月額に、当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額(最低号給を下回る場合にあつては、特定減額基礎額に対する地域手当の月額)</u></p> <p>(3) <u>期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第3</u></p>

項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額(最低号給を下回る場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第3項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第20条第4項において準用する第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第20条第3項前段に規定する割合を乗じて得た額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額(最低号給を下回る場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項において準用する第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、
当 該 特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第3項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第22条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定減額職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第22条第1項 前各号に定める額

イ 第22条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第22条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定減額職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第22条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

44 前項に規定するもののほか、特定減額職員以外の者が月の初日以外の日に特定減額職員となった場合における同項に規定する減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

45 附則第43項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から市長が定める数を控除したもので除して得た額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額(最低号給を下回る場合にあっては、特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から市長が定める数を控除したもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

【別記】

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	7級及び6級	100分の5
	5級	100分の4
消防職給料表	6級	100分の5
	5級	100分の4
医療職給料表（一）	4級及び3級（課長の職務にある職員を除く。）	100分の5
	3級（課長の職務にある者に限る。）及び2級（副課長の職務にある者に限る。）	100分の4
医療職給料表（二）	6級及び5級	100分の5
	4級	100分の4

特別職及び管理職の一般職の給与減額の概要

1 趣旨

現在、令和3年度から5年度にかけて行財政経営基盤の強化に向けた取組を集中的に進めており、この取組を一層推進するため、特別職及び管理職の一般職の給与の減額を行う。

なお、減額した予算は、職員の事務負担を軽減し、事務効率の改善に寄与できるようなDX等行財政経営基盤の強化につながる取組での活用を検討する。

2 減額内容（令和3年度一般会計・特別会計6月補正予算計上額）

（1）特別職

給料月額カット（市長10%、副市長7%、教育長5%）

※公営企業管理者は教育長と同じ

※カットは期末手当にも反映

（千円）

年度	市長	副市長	教育長	計
R3	▲1,872	▲1,116	▲680	▲3,668

（2）管理職の一般職

給料月額カット（技監・部長・参事・室長5%、課長・副課長4%）

※カットは期末勤勉手当及び地域手当にも反映

（千円）

年度	一般会計	国保特会	介護特会	計
R3	▲62,084	▲304	▲280	▲62,668

3 実施時期

令和3年（2021年）6月1日から約3年間（令和5年度末（令和6年3月31日）までを予定） ※期末勤勉手当には令和3年6月期から反映